

函館市生活支援・介護予防体制整備事業実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に規定する地域支援事業のうち、被保険者の地域における自立した日常生活の支援および要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業（以下「体制整備事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 体制整備事業は、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加するなか、医療、介護のサービス提供のみならず、函館市（以下「市」という。）が中心となって、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。

（実施主体）

第3条 体制整備事業の実施主体は、市とする。ただし、体制整備事業の一部を、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると思われる者に委託することができる。

（事業内容）

第4条 体制整備事業の基本的な内容は、下記に掲げるものとする。

(1) 生活支援コーディネーターの配置

市は、高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）提供体制の整備・構築を推進していくため、活動区域ごとに生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。

ア 役割

市が定める活動区域ごとに、以下の役割を踏まえ、多様な主体による多様な取組みのコーディネート業務を実施することにより、

地域における一体的な生活支援等サービス提供体制の整備を推進する。

(ア) 資源開発

(地域に不足するサービスの創出，サービスの担い手の養成，高者等が担い手として活動する場の確保等)

(イ) ネットワーク構築

(関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等)

(ウ) ニーズと取組みのマッチング

(地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等)

イ 活動区域と配置人数

(ア) 函館市全域（以下「第1層」という。） 1人

(イ) 各日常生活圏域（以下「第2層」という。） 1人以上

ウ 活動内容

第1層コーディネーターは以下①から⑤までを中心に行うものとし，第2層コーディネーターは第1層の機能の下，以下①から⑥までを行うものとする。

① 地域のニーズと資源の状況の見える化，問題提起

② 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ

③ 関係者のネットワーク化

④ 目指す地域の姿・方針の共有，意識の統一

⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発

(担い手を養成し，組織化し，担い手を支援活動につなげる活動)

⑥ ニーズとサービスのマッチング

(2) 協議体の設置

市は，多様な主体間の情報共有および連携・協働による生活支援等サービス提供体制の整備を推進するため，コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共

有・連携強化の場として、第1層および第2層に協議体を設置する。

ア 役割

- (ア) コーディネーターの組織的な補完
- (イ) 地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進
(実態調査の実施や地域資源マップの作成等)
- (ウ) 企画、立案、方針策定を行う場
(生活支援等サービスの担い手養成に係る企画等を含む。)
- (エ) 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- (オ) 情報交換の場、働きかけの場等

イ 設置主体

- (ア) 第1層 市が設置する。
- (イ) 第2層 市が設置する。ただし、第3条の規定に基づき、市が適当と認める者にコーディネーター業務と併せてその設置・運営を委託することができる。

ウ 構成団体等

- (ア) 第1層
 - ① 学識経験者
 - ② 地域包括支援センター関係者
 - ③ NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の生活支援等サービスに関連する事業主体の関係者
 - ④ 第1層コーディネーター
 - ⑤ その他市長が必要と認める者
- (イ) 第2層
 - ① 地域包括支援センター関係者
 - ② NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の生活支援等サービスに関連する事業主体の関係者

③ その他第2層コーディネーターまたは第2層協議体が必要
と認める者

(秘密の保持)

第5条 コーディネーターおよび協議体の委員は、業務等を通じて知り
得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後
も同様とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、体制整備事業の実施に関し必要
な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。